

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年11月11日

【会社名】 セイコーグループ株式会社
(旧会社名 セイコーホールディングス株式会社)

【英訳名】 SEIKO GROUP CORPORATION
(旧英訳名 SEIKO HOLDINGS CORPORATION)
(注) 2022年6月29日開催の第161回定時株主総会の決議により、
2022年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 修司

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役・常務執行役員財務管理部長 瀧沢 観

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座4丁目5番11号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長高橋修司及び当社取締役・常務執行役員財務管理部長瀧沢観は、当社の第162期第2四半期（自2022年7月1日 至2022年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。